

本章においては、本書の結びとして、第1章から第6章の中では指摘されなかったものを含め、それらの章の主な分析結果とその意義や含意を（それら各章の最終節における記述との無意味な重複を避けるため）できるだけモデルの言葉を用いることなく、述べることにしよう。なお、以下の叙述に登場する経済的成果とは、これまで通り、「実際の産出量の完全情報下の産出量周りの分散」を指す。こうして、（前の諸章において分析の対象とされていた）この「分散」の最小化を目指す中央銀行は、（以下の叙述において登場する）「産出量（あるいは物価水準）の安定化を目指す中央銀行」と同一視され得る。

本書の冒頭部分（はじめに）においても触れたとおり、筆者が本書（特に、第I部）に収められた分析を始めた動機は、経済における情報化の進展によってもたらされ得る（にもかかわらず巷間十分に認識されていない）マクロ経済的帰結に関する知見を得ることにあった。そこで、ここでは、第I部の分析結果のいくつかとその含意をこうした動機の内容に沿う形で述べ直してみることしよう。

さて、今述べた動機に照らすと、第1章においては、「情報化社会の陥穽」とでも呼ぶべき衝撃的な現象が起こり得ることが示されたことになる。このことを実感するため、まず、（第1章を含む）第I部のモデルの中の「総ショック」（aggregate shock）が現実的観点からは「経済主体が直面するマクロ的外部環境に関する不確実性」として解釈され得ることに注意しよう。この解釈の下では、第I部のモデルの枠組みにおける「（経済の）情報化」は、

本書の冒頭においても示唆したように、「中央銀行や民間部門が（そうしたマクロ的外部環境に関する不確実性の代理変数としての）総ショックの値について以前よりもより正確な情報を得ることができるようになること」として定義され得る。そして、この定義に従うならば、第1章におけるレジームIIのような「中央銀行と民間部門の双方が（モデルにおける唯一の総ショックとしての）総需要ショックの正確な値を知る状況」は、経済の情報化の進展の結果として「中央銀行と民間部門の双方にとってマクロ的外部環境に関する不確実性が完全に解消された段階」と見なされ得る。第1章の分析結果は、こうした段階における経済的成果が情報化開始前の経済的成果よりもむしろ劣っている可能性が存在することを示す。同章の分析によれば、そうした可能性は、中央銀行と民間部門の双方が「経済の情報化の進展の結果として、今や、経済の全構成員にとってマクロ的外部環境に関する不確実性が完全に解消されている」という事実に気づかない場合において、より厳密には、中央銀行と民間部門の双方が「相手主体は、自分とは異なり、まだ情報化の恩恵には浴さず、マクロ的外部環境に関して情報化開始前と同様の不確実性に直面している」と考える場合において、実現する。

このように、第1章の分析結果は、「経済の情報化が進展し、その結果として経済の全構成員にとってマクロ的外部環境に関する不確実性が完全に解消される段階が到来したとしても、その段階において、情報化の結果として誰がどのような情報を持つようになっているのかということが正確に把握されていないならば、経済の構成員が情報化の成果を享受することができるとは限らない」ということを示す。マクロ的外部環境に関する不確実性を解消するという各経済主体の努力の結果としての情報化の進展という現象によって「誰がどのような情報を持つのか」ということに関する不確実性が新たに生み出されるならばそうした不確実性が経済的成果の悪化をもたらす可能性がある、というわけである。こうしたタイプの「情報化社会の陥穽」は、マクロ経済学者によってこれまで認識されていなかったはずである。なぜなら、従来の文献においては、「誰がどのような情報を持つか」が経済の全構成員の間の共有知識であるような状況のみが扱われていたからである。

第3章の分析によれば、第1章において指摘されたタイプの「情報化社会

の陥穽」は、中央銀行と民間部門の双方にとってマクロ的外部環境に関する不確実性が完全に解消されるほどに情報化が進展した段階においてのみ起きるわけではない。具体的には、「中央銀行と民間部門が、共に、相手主体が情報化の開始後に新たに入手できるようになったマクロ的外部環境に関する情報がどのようなものかをまったく把握することができない」という状況を所与にすれば、「情報化が進展途上にあり、中央銀行と民間部門がまだマクロ的外部環境に関する不確実性の部分的な解消につながる情報しか入手できない段階」においてもまた、例えば、その段階において両主体が情報化の進展の結果として新たに入手できるようになった情報がたまたま同じである場合にはやはり、情報化開始前の経済的成果よりも劣った経済的成果しか達成され得ないのである。

ただし、ここで注目すべきことには、上述の状況を所与にして、情報化の進展途上の段階において達成されるそうした（劣った）経済的成果は、「（第1章において扱われた）中央銀行と民間部門の双方にとってマクロ的外部環境に関する不確実性が完全に解消されるほどに情報化が進展した段階において達成される経済的成果」ほどには悪くはない。実際、上述の状況を所与にして、「中央銀行と民間部門の双方にとってマクロ的外部環境に関する不確実性が完全に解消されるほどに情報化が進展した段階において達成される経済的成果」は、情報化開始前を含め、「情報化の他のどの段階において達成される経済的成果」よりも劣っている。つまり、それは、最悪の経済的成果である。（これらも、第3章において示された結果であった。）

ここで、現在の議論の前提になっている「中央銀行と民間部門が、共に、相手主体が情報化の開始後に新たに入手できるようになったマクロ的外部環境に関する情報がどのようなものかをまったく把握することができない」という状況が一般に経済における情報化の進展が急速であればあるほど起こりやすいと考えられ得ることを考慮すれば、前のパラグラフにおいて示された結果は、情報化が急速に進展する経済の経済的成果にとって深刻な含意を持つ。なぜなら、それらは、「情報化が急速に進展する経済においては、そうでない経済に比べて、情報化の結果として経済的成果の悪化がもたらされる可能性が高いだけでなく、もたらされる経済的成果の悪化もまたより大き

い」ということを意味するからである。

叙述の順番が第3章より後になったが、第2章においては、「中央銀行が情報化の進展の結果として今まで入手できなかった（裁量政策のために利用可能な）マクロ的外部環境に関する情報を新たに入手できるようになった時、中央銀行はその事実を民間部門に直ちに公表するのだろうか」が議論され、「中央銀行は、その事実を公表しない場合がある」という結果が示された。もちろん、この結果は、「民間部門が、（相手主体としての）中央銀行が情報化の結果としてマクロ的外部環境に関してどのような情報を新たに入手できるようになったのかをまったく把握することができない」という状況が実現する可能性を意味する。一方、本論において（情報化社会という文脈とは無関係に）何度か言及されたように、現実の民間部門は、たとえ情報化の進展の結果として今まで入手できなかった（物価水準の予測のために利用可能な）マクロ的外部環境に関する情報を新たに入手できるようになったとしてもその事実を中央銀行に伝達する手段をそもそも持たないと見なされ得る。こうして、「中央銀行と民間部門が、共に、相手主体が情報化の開始後に新たに入手できるようになったマクロ的外部環境に関する情報がどのようなものかをまったく把握することができない」という状況は、確かに実現し得る。このように、第2章の結果は、上で指摘された「情報化の進展に伴う経済的成果の悪化（に代表される第3章のいくつかの結果）」という現象が現実において起こり得ることを保証する結果と見なされる。

第2章の結果は、「中央銀行が、マネーサプライルール（のすべての部分）を公表しない場合がある」ということを意味する。一方、それは、「中央銀行が産出量（あるいは物価水準）の安定化を政策目標にするだけでなく、そのことが民間部門に周知されている」という仮定下で導き出された結果でもある。こうして、第2章の結果は、「景気の浮揚を目指さない（またはインフレーションを持たない）中央銀行が意図的にマネーサプライルールを公表しない場合がある」という既存の文献において指摘されたことがない結果と見られ得る。こうした第2章の結果は、当然、中央銀行法によって「中央銀行の政策目標は産出量（あるいは物価水準）の安定化である」と定めることは中央銀行にマネーサプライルールを公表する義務を負わせることを意味する

わけではない、という含意を持つ。

もっとも、第2章の分析の枠組みの中にとどまる限りにおいては、そもそも、中央銀行にそうした義務を負わせる必要はないとも言える。なぜなら、同章の分析の枠組みにおいては、そもそも、マネーサプライルールを公表することがよりよい経済的成果（つまり、産出量や物価水準の安定化）につながるとは限らないからである。（そうであるからこそ、同章において中央銀行が産出量や物価水準の安定を目指してマネーサプライルールを公表しないことを選択する場合が存在するという結果が示されるのである。）しかしながら、ここで忘れてはならないことがある。それは、現実の中央銀行は、第2章において仮定されていたのとは異なり、「民間部門が物価水準の予測に際してどのような情報を利用することができるのか」を正確に認識することができるとは限らない、ということである。中央銀行が「民間部門が物価水準の予測に際してどのような情報を利用することができるのか」について自分が誤った認識を持つことに気づかないまま（マネーサプライルールを決定し、さらに）マネーサプライルールを公表しないことを選択する場合においてそうした選択の結果が中央銀行の意図に反して経済的成果の悪化につながる可能性があるということは、上述の第3章の分析結果によって示唆される通りである。こうして、既述の通り、第2章の結果は、「情報化社会の陥穽」の実現を保証する結果と見なされ得るのである。

ここまでの記述によって示唆されるように、「民間部門が物価水準の予測に際してどのような情報を利用することができるのか」を正確に認識することは、中央銀行の適切な行動の選択にとって必要不可欠である。しかしながら、（上述した通り、本論においても何度か言及されたことをここで）再度確認すると、現実の民間部門は、そもそも、「自分達（民間部門）が物価水準の予測の際にどのような情報を利用することができるのか」について中央銀行に伝達する手段を持ってない。よって、われわれが現実の中央銀行の採るべき政策を考察するにあたっては「中央銀行は、民間部門が物価水準を予測する際にどのような情報を利用することができるのかを正確に把握できない」という状況を仮定して分析を進めることが適当であり、また、われわれはそうすることによってはじめて建設的な政策提言ができるとも言える。そうし

た分析が実行されたのが、本書の第II部である。

こうした第II部において得られた最も重要な結果は、(明らかに、これも、情報化が急速に進展しつつある経済においてよりありがちなとして)中央銀行が「民間部門が物価水準を予測する際にどのような情報を利用することができるのか」(以下、簡単に、「民間部門がどのような情報を持つのか」)を正確に把握できないという状況にある場合においては、産出量(あるいは物価水準)の安定化を政策目標にする中央銀行は裁量政策を採用することをあきらめて情報公開政策を採用すべきである、という結果である。ここで、情報公開政策とは、中央銀行が持つすべての情報(つまり、望みさえすれば裁量政策に利用することができるであろうすべての情報)を民間部門に公開する政策のことである。なお、この点は第II部においては強調されなかったが、情報公開政策は、中央銀行が「自身がどのような情報を持つのか」を公開する政策ではなく、あくまで、中央銀行が「自身が持っているすべての情報そのもの」を公開する政策でなければならない。実際、後に言及されるように、中央銀行が「中央銀行がどのような情報を持つのか」を公開するだけでは情報公開政策を採用場合に達成される経済的成果よりも劣った経済的成果しか達成されない場合がある。

前のパラグラフの冒頭において述べられた結果[あるいは、中央銀行が「民間部門がどのような情報を持つのか」を正確に把握できない状況下では裁量政策によって達成される経済的成果は情報公開政策によって達成される経済的成果を上回ることがない(一般には、より劣る)という結果]がもたらされる究極の原因は、中央銀行が採るべき裁量政策の内容(すなわち、採用すべきマネーサプライルールの内容)が「民間部門がどのような情報を持つのか」によって一般に異なるという事実にある。この事実は、「民間部門がどのような情報を持つのか」に関する正確な情報を持たない状況下において裁量政策を採用する中央銀行は「民間部門がどのような情報を持つのか」に関する正確な情報を持っていたらば選択し得たであろう(民間部門が実際にどのような情報を持つかに応じた)最適なマネーサプライルールを一般に選択することができない、ということを意味する。こうして、中央銀行が裁量政策を採用する場合に関する限り、「民間部門がどのような情報を持つのか」に関す

る正確な情報を持たない状況下において達成される経済的成果は、「民間部門がどのような情報を持つのか」に関する正確な情報を持つ状況下において達成される経済的成果を上回ることはない。では、中央銀行が情報公開政策を採用する場合に関してはどうか。

情報公開政策を採用する中央銀行がなすべきことは、民間部門が実際にどのような情報を持つかとは無関係に、ただ、自身が持っているすべての情報そのものを公開することである。つまり、情報公開政策を採用する場合に関しては、中央銀行は、「民間部門がどのような情報を持つのか」に関する情報を必要とはしない。そして、この事実に対応して、情報公開政策によって達成される経済的成果は、中央銀行が「民間部門がどのような情報を持つのか」に関する正確な情報を持つかどうかとは無関係に決まり、さらに、そうした経済的成果は、序章において確認された「裁量政策と情報公開政策の等位性および代替性命題」により、中央銀行が「民間部門がどのような情報を持つのか」に関する正確な情報を持つ状況下で裁量政策によって達成される経済的成果に等しい。こうして、「民間部門がどのような情報を持つのか」を正確に把握できない状況下では裁量政策によって達成される経済的成果が情報公開政策によって達成される経済的成果を上回ることはない（一般には、より劣る）という結果が得られることは当然である。

以上の記述から、中央銀行が採るべき裁量政策の内容（つまり、最適なマネーサプライルール）が「民間部門がどのような情報を持つのか」に依らない場合には中央銀行は裁量政策を採用することによっても情報公開政策を採用することによっても同じ経済的成果を達成することができる、ということもわかる。第II部の分析によれば、そうした場合は少なくとも2つある。

第1の場合は、「中央銀行が（マクロ的外部環境に関する不確実性の完全な解消をもたらす）総ショックの値についての正確な情報」を持つという極端な（非現実的な）場合である。ただし、この場合には、中央銀行がそうした正確な情報を持つことが民間部門に周知されていなければならない。さもなければ、例えば中央銀行が「民間部門が実際には中央銀行と同じ正確な情報を持つ」という事実を認識していない状況において、まさに第1章において示されたような経済的成果の悪化がもたらされる。

第2の場合は、中央銀行が持つ（マクロ的外部環境に関する不確実性の部分的な解消をもたらす）総ショックの値についての誤差つきの情報と民間部門が持つそうした情報が相関を持たない場合である。なお、第3章の分析によれば、この場合にも、中央銀行が（総ショックの値について）どのような情報を持つのか民間部門に周知されていないならば、経済的成果の悪化が生じ得る。

第II部において言及しなかったことを述べるため、ここで、第II部の分析においては「中央銀行が（総ショックについて）どのような情報を持つのか」が民間部門に正確に周知されている状況が暗黙に想定されていたことに注意しよう。こうして、第II部の分析によれば、そうした状況下で（さえ）も、前のパラグラフにおいて述べられた2つの例外的な場合を除いて、中央銀行が採るべきマネーサプライルールは「民間部門がどのような情報を持つのか」によって異なる、ということになる。このことは、民間部門は「中央銀行が『民間部門がどのような情報を持つのか』に関してどのような情報を持つのか」を正確に周知させられていない限りたとえ「中央銀行がどのような情報を持つのか」を正確に周知させられていたとしても中央銀行が実際に採用するマネーサプライルールを正確に予測することができない、ということの意味する。ここで、民間部門がマネーサプライルールを正確に予測できないことが経済的成果の悪化につながる要因であることは当然である。こうして、上（p. 302）でその存在を予告した「中央銀行が『中央銀行がどのような情報を持つのか』を公開するだけでは情報公開政策を採る場合に達成される経済的成果よりも劣った経済的成果しか達成されない場合」が確かに存在することがわかる。すなわち、民間部門が「中央銀行が『民間部門がどのような情報を持つのか』に関してどのような情報を持つのか」を正確に知らないという極めて現実的な場合がそれである。

以上、第I部と第II部において言及しなかったことにも触れつつ、本書において提示された主な分析結果とその含意を振り返ってみた。こうした本書の分析結果から、情報化が進展しつつある経済における中央銀行が採るべき政策について、または、より一般的に、「民間部門がどのような情報を持つのか」を正確に把握することが困難であると見なされ得る現実の中央銀行が

採るべき政策について、どのような提言が導かれ得るだろうか。もし経済において（ここでは触れなかったが第6章第4節において扱われた）「長期の労働契約」の存在がないものとすれば、そうした提言は、やはり「中央銀行は、コンスタントルールのような単純なマネーサプライルールを採用しつつ、収集した情報のすべてを民間部門に対して速やかに公開すべきである」ということになるだろう。こうした提言は、一見、PhelpsやFriedmanによる政策提言の延長線上にあるように見える。しかしながら、われわれの提言の主眼は、あくまで情報公開政策の採用にある。そして、われわれがそれを提唱するのは、それが民間部門が直面する「中央銀行がどのような情報を持つのか」という事柄に関する不確実性を克服する最良の手段であるからに他ならない。（実際の長期の労働契約が存在しても情報公開政策は必要である。）

ここで、金融政策のあり方に関する米国等の近年の動向について、本書の分析結果に基づいて簡単にコメントしておくことにしよう。そうした動向として、以下では、地主（2006）において指摘されている①インフレターゲットのような、中央銀行が物価水準の安定を目指すことを示す政策目標の設定および公表、②政策情報の公開、そして③テイラールール等に見られる政策のルール化（またはパターン化）の3点を取り上げられる。

このうち、①について言えば、本書の分析結果は、中央銀行が物価水準の安定を政策目標として公表することそれ自身は物価水準の安定を何ら保証するものではない、ということを示していると言ってよい。このことは、本書を通して「中央銀行が物価水準の安定を政策目標としそれを民間部門に周知させているという状況」が扱われていたことに留意しつつ本書の分析結果を今一度振り返ることによって直ちに明らかになる。

実は、②と③の採用が最良の経済的成果につながるのかも疑問である。最初に確認されるべきこととして、②の具体的内容は、本書において言うところの情報公開政策とは異なり、主に、政策変更の有無についてのアナウンスや短期の経済見通しの公表から成る。このうち、情報公開政策により近いのは経済見通しの公表であろう。しかしながら、たとえそうした見通しを教えられたところで、民間部門は、「中央銀行が持っている（総ショックに関する）情報」や「中央銀行が『民間部門がどのような情報を持つのか』

か」に関してどのような情報を持つのか」についての正確な情報を知ること
はできない。そして、そうである以上、上でも指摘したとおり、民間部門は、
マネーサプライルールを正確に予測することすらできない。そうした状況下
の経済的成果が「中央銀行が持っているすべての情報が情報公開政策によっ
て公開されると同時に公表された単純なマネーサプライルールに従ってマネ
ーサプライが決定される状況下の経済的成果」を下回ることは当然である。

一方、③におけるテイラールールについて言えば、地主（2006）において
指摘されている問題以外にも、まず、同ルールの下では、民間部門にとって
「同ルールに含まれるインフレ率や実質 GDP が（外生的総ショック値に関し
て）どのような情報を持つ中央銀行の金融政策（裁量政策）によって実現し
たものなのかが不明である」という恨みがある。このことは、民間部門にと
って（本書のモデルの「島 z の価格」や現実の名目利子率のような）市場におい
て観察可能な価格変数を用いてそこに反映されている総ショックの値を正確
に推測することが困難になることを意味する。¹⁾さらに言えば、そもそも（中
央銀行にとって）テイラールールに従って名目金利を調整するために必要な
マネーサプライの適確な決定が「民間部門がどのような情報を持つのか」を
知ることなしに実行可能であるかどうかも疑問である。そして、もしそれが
不可能であるなら、裁量政策と情報公開政策の優劣をもたらし原因に関する
上の説明から容易に類推され得るように、情報公開政策の方がより望ましい
政策であることになる。なお、このパラグラフにおいてテイラールールにつ
いて指摘されたことと同様のことは、情報公開政策を除いて、上記の③とし
て言及されているような「パターン化された政策」のすべてにあてはまりそ
うである。このように、金融政策のあり方に関する近年の動向が物価水準の
安定化にとって健全な方向に向かっているのかどうかは疑問である。

ちなみに、地主（2006）第13章第4節において指摘されているように、も
し中央銀行が実業界（すなわち、民間部門）とのコンタクトを通じて収集し
た情報を（民間部門に公開することなく）裁量政策に利用しているとするなら
ば、中央銀行がコンタクトを通じて「民間部門が持つすべての情報」を吸い
上げない限り、中央銀行は、結局、「民間部門がどのような情報を持つのか」
を正確に知らないままに裁量政策を実行していることになる。また、より重

要なことに、民間部門が中央銀行によって吸い上げられた情報を、(同じ情報が中央銀行によって裁量政策にも用いられていることに気づかないままに) 物価水準の予測に用いるという状況も生じ得ることになる。こうした状況下で達成される経済的成果は、中央銀行と民間部門のいずれもがそうした情報を入力し得ない状況下で達成される経済的成果よりも劣っているかも知れない。一見直観に反するこうした現象が起きる可能性が理論的に否定できないことは、本章の最初 (p. 299) に紹介された第3章の結果が示す通りである。

最後に、本書(特に第1部)の分析に対して当然有り得べき(相互に関連する)いくつかの疑問(または批判)を述べると共に、それらに対する筆者なりの回答も提示しておくことにしよう。そうした疑問とは、第1に、中央銀行や民間部門が「情報集合の誤認」という現象が発生していることに気づく可能性が無視されているのではないかということ、第2に、中央銀行や民間部門が「情報集合の誤認」の発生にすぐに気づくことができるとすれば、「情報集合の誤認」が解消されるので、第1部(例えば、第1章)において示された「情報集合の誤認による経済的成果の悪化」も一時的なものにとどまるのではないのかということ、そして第3に、(現実の)中央銀行や民間部門は少なくとも「情報集合の誤認」という現象が発生し得ることは認識しているのではないかということ、である。

まず、第2の疑問に回答しよう。回答の内容は、本書においては議論の簡単化と明確化のために景気循環(または、ある時点の産出量の水準がその時点以降の産出量の水準と相関を持つ)という現実的要素が無視されていた、ということと関係する。すなわち、回答は、そうした現実的要素を予めモデルに取り込んでおきさえすれば、いったん発生した「情報集合の誤認」の影響(つまり、経済的成果の悪化)が持続するような事例を提示することはおそらく可能である、ということである。このように、たとえ中央銀行や民間部門が「情報集合の誤認」の発生にすぐに気づくことができるとしても、「情報集合の誤認」の影響は等閑視されるべきものではないと思われる。

さらに言えば、そもそも、現実の経済主体にとって、「情報集合の誤認」が発生していることを認識することが容易でないと思われる。(よって、上で第1の疑問として述べられたことは、現実的観点からは問題ではない。これが、

筆者の第1の疑問に対する回答である。) 同じことだが、より具体的には、現実経済における中央銀行や民間部門にとっては、自分が考えていたのとは異なる経済データが観察されたとしても、それが「情報集合の誤認」によるものであるかどうかを直ちに識別することは不可能であると考えられ得る。なぜなら、本書において分析のために利用されたモデルにおけるのとは異なり、現実においては、中央銀行や民間部門がその値についての情報を入手するかも知れない外生的ショックの項目が多数存在するだけでなく、中央銀行や民間部門がそうしたショックの値として入手する情報は(それがショックの過去の値に関するものであるとしてさえも)通常誤差を含むからである。

簡単な例を用いて説明を補足するならば、例えば、実現したマネーサプライの値が自分の推測と違っている場合、現実の民間経済主体はそうした相違が自分が中央銀行の情報集合(よって、実際に採用されたマネーサプライルール)を誤認していることによるものなのか(本書において無視された)マネーサプライショックやデータの誤差によるものなのかを直ちに判断することはできないであろう、ということである。(ただし、民間経済主体に関する限り、この種の問題のすべては、第II部において扱われた情報公開政策によって完全に解消される。より正確には、情報公開政策が採られている限り、民間部門による情報集合の誤認はそもそも存在し得ない。見方を変えれば、第I部を通して中央銀行が情報公開政策を採らないことが仮定されていたのは、この事実による。)

中央銀行に関しては、問題はより深刻である。実際、中央銀行は、民間部門の情報集合を正確に知る直接的手段を持ち得ないことはもちろん、民間部門が(例えば、物価水準について)どのような予想をしていたかに関する正確なデータを入手することさえ困難である。つまり、現実の中央銀行にとって、民間部門の情報集合に関する自分の認識が正しいかどうかを確認することは、きわめて困難である。特に情報化の急速な進展によって民間部門の情報集合が時々刻々変化するような状況下では、そうすることは不可能であると見なされ得る。いずれにせよ、中央銀行が「情報集合の誤認」の存在を正確に把握することは困難である。(確認すると、第II部においては、こうした状況下の中央銀行がなし得ること、または、なすべきことが分析された。)

こうして、上述の第3の疑問に関して言えば、少なくとも現実の中央銀行

は、(当然、自身が前のパラグラフに述べられた状況に直面していることを自覚している)ので「情報集合の誤認」という現象が発生し得ることは十分認識していると思われる。また、同じことは、民間部門に関してもあてはまるかも知れない。しかしながら、これらのことは、「情報集合の誤認」が起きないこととは別である。さらに言えば、もし中央銀行や民間部門が「情報集合の誤認」という現象が発生し得ることを認識していることを考慮に入れて分析を実行したとしても本書において示された結果と類似の結果が示され得ると推測され得る。特に、中央銀行が「情報集合の誤認」という現象が発生し得ることを認識していることを考慮に入れて組み立てられたモデルを用いて分析を実行したとしても本書の第II部において得られた結果と定性的に同じ結果が示され得ることは、第4章の注12の記述からも明らかである。こうして、本書の分析は、現実の第1次近似的状況の分析としての意味を持つと見なされ得る。

● 注

- 1) 換言すれば、民間部門が、観察可能な価格変数の information contents を正確に把握できないということである。
- 2) もちろん、自分の予想と観察されたデータの齟齬に直面する場合において、現実の中央銀行や民間部門は、「情報集合の誤認」の発生を疑うことを含め、モデルの修正など、何らかの学習 (learning) を試みると思われるが、そうした学習のプロセスをモデル化することは、筆者の能力を超えているので、本書においては断念せざるを得なかった。換言すれば、中央銀行や民間部門が「情報集合の誤認」という現象が発生していることにまったく気づかないという本書の第I部において維持された仮定は、現実の近似という観点からはかなり大雑把な仮定と見なされ得る。